令和８年（フ）第２６９号
石川県金沢市片町２丁目10番42号　ＲＥＮＮビル205号、従前の住所金沢市中央通町７番25号　ラインアップ201号
債務者　セルフ写真館ＳＥＯＵＬ　ＣＬＵＢ　ＫＡＮＡＺＡＷＡこと坂上　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村谷　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時45分
5　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２５７号
岐阜市小野495番地10、前住所岐阜市中１丁目85番地１（ミノルガーデンパレスＢ　203）
債務者　板津　善春
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　　晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３１６号
岐阜市北山２丁目６番５号、住民票上の住所岐阜県関市倉知2927番地93
債務者　相川　ゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　英高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１１４号
山口県宇部市厚南北２丁目２番７－３号　プレステージア厚南北Ⅱ　101号
債務者　岡藤　慶子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　政弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月25日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第１４０号
長崎県長崎市畝刈町1613番地31県営住宅三重第３団地Ｅ棟304号、申立時住所長崎県西彼杵郡時津町子々川郷1380番地３
債務者　瀧口　義文
1　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０６８号
名古屋市熱田区伝馬２丁目28番38号　オルソパール伝馬1002号
債務者　土本　高嗣
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清原小有里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４１０号
愛知県小牧市桃ケ丘三丁目１番地４、住民票上の住所岐阜県可児市土田5259番地１
債務者　山田　雄大
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月29日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４９４号
埼玉県川口市幸町２丁目７番10―706号　アクシーズタワー川口幸町、住民票上の住所東京都葛飾区細田４丁目２番17号　ＶＩＰシュバリエ201
債務者　平井　涼太
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４９９号
埼玉県川口市並木２丁目30番５―503号　アイランドマンション
債務者　櫻井　友也
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５１９号
埼玉県川口市大字木曽呂647番地　グリーンハイツＡ202号
債務者　林　あゆみ
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５２９号
さいたま市大宮区三橋１丁目850番地１　県営大宮三橋団地４―404
債務者　東　　佑香
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１５５８号
埼玉県戸田市美女木２丁目14番地の７　エミネンス北戸田302号室
債務者　工藤　浩一
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４２５号
埼玉県春日部市中央１丁目14番地８　エターナル春日部401
債務者　菱田　初美
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
千葉県大網白里市大網773番地13
債務者　菊池　悦子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第６４１号
川崎市川崎区小田栄２丁目１番５―328号
債務者　井上　美佳
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６９６号
川崎市高津区久末488番地　久末アパート２―306
債務者　亀井　幸嗣
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係